

巻末資料

資料1．規約

東郷町グリーンベルトを考える会 規約

1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、東郷町グリーンベルトを考える会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、東郷町都市計画課に置く。

(目的)

第3条 本会は、愛知池・前川・境川の水辺とその周辺の緑と田園を東郷町グリーンベルト(以下、グリーンベルトと表記)と位置づけ、生物の貴重な生息・生育空間として後世に受け継ぐとともに、人が集い、自然や生物等とのふれあいを通じて、憩い、学ぶことができる空間づくりを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、第3条の目的達成のため、以下に掲げる活動を行う。

(1) 生物が生息する自然環境を保全・創造し、緑のネットワークづくりを推進する活動

(2) 多様な生物がすすめる多自然型川づくりを促進する活動

(3) 愛知池・前川・境川を結ぶ、四季の自然とふれあえる散策道づくりを促進する活動

(4) 誰もが気軽に訪れ、快適に利用できる環境づくりを推進する活動

(5) 人と生物がふれあえる機会や空間を創造する活動

(6) グリーンベルトを考える会の情報を発信する活動

(7) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(グループ)

第5条 本会は、第3条に定める活動を効率的に行うため、以下に示すグループを組織する。

- ・ 自然グループ：自然環境の保全・創造を目指すグループ。
- ・ ネットワークグループ：愛知池～境川を結ぶ散策道づくりを目指すグループ。
- ・ ふれあい空間グループ：多目的広場や中州などの活かしたふれあい空間の形成を目指すグループ。

2 各グループは、第3条の目的を達成するため、相互に協力し活動を行う。

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 本会の会員は、次の2種類とする。

(1) 正会員は、本会の目的に賛同し、各種活動の企画運営に参加できる個人、団体の場合はその代表者とする。

(2) 準会員(サポート会員)は、本会の目的に賛同し、各種活動を支援し、参加できる個人及び団体とする

(入会)

第7条 本会の正会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を代表に提出するものとする。

2 代表は、前項の入会申込者が、第3条に定める本会の目的に賛同し、第4条に定める活動に協力できると認めるときは、入会を承諾し入会申込者に通知する。

3 正会員は入会時に、いずれかのグループに属するものとする。

(退会)

第9条 正会員が、本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

第3章 役員および顧問

(種類および定数)

第10条 本会には、次の役員を置く。

(1) 代 表(1名)

(2) 副代表(1名)

(3) グループリーダー(各グループ1名)

2 グル - プリ - ダ - と他の役員の兼任は妨げないものとする。

(選任)

第11条 役員は総会で選任する。

(職務)

第12条 代表は、本会を代表する。

2 副代表は、代表を補佐して、代表に事故ある時はその職務を代行する。

3 会計は、第27条に示す本会の資産を管理する。

4 グループリーダーは、各グループを代表する。

(任期)

第13条 役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

(顧問)

第14条 本会には、顧問を置くことができる。

第4章 総会

(種別)

第15条 本会の総会は通常総会および臨時総会の2種類とする。

(構成)

第16条 総会は、正会員をもって構成する。

2 準会員(サポ-ト会員)は任意に参加できる。

(権能)

第17条 総会は、本会の運営に関する次の事項を議決する。

(1) 前年度の活動報告および決算

(2) 次年度の事業計画および予算

(3) 役員を選任および承認

(4) 規約の変更

(5) その他

(開催)

第18条 通常総会は、毎事業年度終了後1か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 役員が必要と認め、招集の請求をした場合

(2) 正会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(招集)

第19条 総会は代表が招集する。

(議長)

第20条 総会の議長は、出席した正会員の中から代表が指名する。

(定足数)

第21条 総会は、正会員総数の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第22条 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第5章 例会

(構成)

第23条 例会は正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 例会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の作成並びにその変更

(2) 総会に付すべき事項

(3) その他

2 グループリーダーは、例会で各グループ活動の報告を行う。

(開催)

第 2 5 条 例会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表が必要と認めた場合

(2) グループリーダーから開催要請があった時

(3) 正会員の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(議長)

第 2 6 条 例会の議長は、代表もしくは代表が指名したものがこれにあたる。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 2 7 条 本会の事務局は、東郷町都市計画課とする。

2 事務局は、本会の運営に必要となる、支援、広報、記録などを行うものとする。

第 7 章 規約の変更

(規約の変更)

第 2 8 条 この規約を変更しようとするときは総会に出席した会員の三分の二の議決を得なければならない。

第 8 章 雑 則

(附則)

1 この規約は、平成 1 7 年度の総会の議決をへて、平成 1 7 年 4 月 1 2 日から施行する。